㈡　支援法第七一条第三項の政令で定める日
本年金機構へ委任する事務は、厚生年金保険法第八一条の二及び第八一条の二の二の規定による申出の受理等とすること等日本年金機構が事務を行う際の必要な規定を定めることとした。（第一九条～第三四条関係）
㈢　厚生労働大臣が支援法第七一条第四項の規定により滞納処分等を行うこととした場合において、納付義務者が処分を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがある場合等に、滞納処分等の権限を財務大臣に委任出来ることを定めることとした。（第三五条関係）
㈣　財務大臣は、支援法第三五条第一項の規定により委任された権限等を国税庁長官に委任すること、国税庁長官は財務大臣から委任された権限の全部を事務所の所在地を管轄する国税局長に委任すること等を定めることとした。（第三七条及び第三八条関係）
㈤　支援法第七一条第九項の政令で定める法人は、日本私立学校振興・共済事業団及び支援法第六九条第一項第三号及び第四号の法律に基づく共済組合とすることを定めることとした。（第四〇条関係）

附則関係

㈠　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の児童手当法による拠出金等に係る支援法第三五条の規定に関する経過措置を設けることとした。（附則第三条～第五条関係）
㈡　委託費の支払いに関する支援法第二三条の規定の適用について必要な読替え規定を定めることとした。（附則第六条関係）
㈢　支援法附則第九条の施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置に関して、必要な読替え等を定めることとした。（附則第一二条～附則第一九条関係）
二　特別会計に関する法律施行令の一部改正関係（第九条関係）
整備法による改正後の特別会計に関する法律において、年金特別会計を内閣総理大臣及び厚生労働大臣が法令で定めるところに従い、管理することとされているため、その管理に関する事務に係る規定を追加する等の所要の規定の整備を行うこととした。
三　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係（第一三条関係）
整備法による改正前の児童手当法の規定により発せられた厚生労働省令の効力及び同法の規定による児童手当に係る不正利得の徴収並びに整備法による改正前の特別会計に関する法律に基づく年金特別会計の平成二六年度の決算等についての所要の経過措置を設けることとした。
四　健康保険法施行令等の一部改正関係（第二条～第八条、第一〇条～第一二条及び第一四条関係）
健康保険法施行令等について、所要の規定の整備を行うこととした。
五　施行期日等
1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）
2　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令について、この政令の施行に伴い所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三項関係）
3　この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとした。

◇独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一六七号）（文部科学省）

一　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正関係
1　特定保育事業（児童福祉法に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の災害共済給付に係る共済掛金の額を定めることとした。（附則第五条第一項関係）
2　特定保育事業の災害共済給付について、必要な規定を準用することとした。（附則第五条第三項関係）
3　特定保育事業を行う者の当該特定保育事業の管理下の範囲を定めることとした。（附則第五条第四項関係）
二　沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正関係
沖縄県における独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例の対象に、沖縄県の区域において行われる特定保育事業を利用する児童についての災害共済給付に係る共済掛金に加えることとした。（第二七条関係）
三　施行期日等
1　平成二七年度の特定保育事業の災害共済給付に係る共済掛金の支払期限を七月三一日までとすることとした。（附則第二項関係）
2　この政令は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一六八号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）
2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）
3　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。